

第 5 回 倉敷市教育委員会議事録			
1 開催期日		令和 7 年 4 月 3 日（木）	
2 開会及び閉会時刻		開会時刻 14時00分 閉会時刻 15時52分	
3 場所		教育委員室	
4 出席者		仁 科 康	
		難 波 弘 志	
		沼 本 浩 彰	
		江 原 雅 江	
		長 濱 美 根 子	
5 会議に出席した事務局又は教育機関の職員の 職 氏名			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	森 茂 治	副参事	加 藤 圭 二
参 事	島 田 旭	次 長	倉 本 英 明
参 事	松 尾 真 治	次 長	田 辺 章 好
部 長	湯 地 嘉 隆	課長代理	武 内 栄 治
参 事	渡 邊 直 樹	指導主幹	玉 岡 雅 司
部 長	永 野 裕 二		
参 事	兼 田 幸 生		
副参事	橋 本 忠 明		
6 教育長等の報告			

7 議題 議案第22号 令和7年度教育行政重点施策の策定について			
8 議事の概要、質問した者の氏名及びその要旨並びに議決事項			
別紙のとおり			
9 傍聴の状況 公開 傍聴人 0名			
議事録者氏名		武 内 栄 治	
議事録署名委員			
教育長		仁 科 康	
委 員		難 波 弘 志	

〈教育長〉 それではただいまから、教育委員会を開催いたします。

ただいまのご出席は5名、会議は成立いたしました。

まず、「教育長の職務代理者」に関してです。委員の皆様には、毎年度、順番でお引き受けいただいているところです。

本日は、「教育長の職務代理者に関する規則 第2条」に則りまして、教育委員会の会議の場において、令和7年度の職務代理者の指名を行います。

改めまして。令和6年度の職務代理者・江原委員さまに代わりまして、令和7年度は、職務代理者に難波委員さまを指名させていただきたく存じます。難波委員さま、どうぞよろしくお願いいたします。

〈難波委員〉 分かりました。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 それでは、次に教育委員会議事録についてです。前々回3月13日、前回3月27日の議事録につきましては、恐れ入りますが、次回以降の会議の際にご確認いただくこととさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の傍聴希望者はございません。

それでは、審議に入ります。議案第22号「令和7年度教育行政重点施策の策定について」のご説明を、島田参事、お願いいたします。

〈島田参事〉 冊子の1ページをお願いします。

倉敷市では、教育の目標や根本的な方針となる倉敷市教育大綱、そして、その実現に向けた施策の計画を示した、倉敷市教育振興基本計画を策定し、教育行政を進めております。教育大綱では、基本理念である「“From Kurashiki”が誇りとなるひとづくり」の実現に向けて、3つの基本方針を示しており、この基本方針を教育振興基本計画における3つの基本目標として掲げております。

この3つの基本目標でございますが、まず基本目標Ⅰは、子どもの教育の視点

から「思いやりの心を持ち、自分らしく、たくましく生き抜く力を育成する」、次に基本目標Ⅱは、生涯学習の視点から「夢と生きがいをもち、学び続けることができる社会を実現する」、そして基本目標Ⅲは、地方創生・協働の視点から「ふるさと倉敷を誇りに思い、倉敷の未来を担っていく力を育成する」でございします。

令和7年度教育行政重点施策は、現在の社会状況やこれまでの取組の状況を踏まえ、今年度、特に力を入れて取り組むべき施策について、3つの基本目標ごとに掲載したものでございします。重点施策のうち、新規事業、拡大事業を中心にご説明をさせていただきます。

2ページをお願いします。基本目標Ⅰでは35の重点事業に取り組んでまいります。新規事業が二つ、拡大事業が五つでございします。

4ページをご覧ください。項目番号9の「1人1台端末を活用した『心の健康観察』事業」は、新規事業でございします。不登校やいじめ、自殺対策が喫緊の課題として取り上げられていることを踏まえ、児童生徒の心の変化や児童生徒が発するSOSを早期に把握し、適切に対応することや、児童生徒の自己管理能力の向上、学校の教育相談体制の充実等を目的として、小・中・特別支援学校にて、1人1台端末を活用した「心の健康観察」を実施いたします。

次に、その下の項目番号10「学校問題支援プロジェクト事業」は、弁護士や医師、大学教授等の専門家を構成員とする推進会議の開催や児童生徒の学校生活への不適応に対応するための支援スタッフの配置などを行い、学校の諸課題に対し、援助を行ってまいります。今年度は事業を拡大し、支援スタッフを1名増員いたします。

隣のページの項目番号12「不登校児童生徒支援員配置事業」は、小・中学校において増加傾向にある不登校児童生徒への対策のため、非常勤講師や支援員を配置するものでございします。今年度は、事業を拡大事し、非常勤講師及び支援員を、それぞれ1名ずつ増員いたします。

次にその下、項目番号13「自立応援室支援員配置事業」も事業を拡大し、従来の支援員の配置に加え、教室に入りづらい児童生徒の居場所として「自立応援室」を設置し、常駐する支援員を小・中学校に合わせて6校に配置するものでございます。さらに、今年度からは、「心の居場所推進プロジェクト」として、自立応援室に専属の指導教員を配置する9校とあわせ、15校にパソコンを配置し、自立応援室からオンラインでの支援を始めます。

次に6ページをお願いします。項目番号15「通級指導推進事業」は、非常勤講師等を配置し、言語面や情緒面に障がいのある幼児・児童・生徒に対してきめ細かい指導を行っていくものでございます。今年度は、小学校に1名増員を行います。

次に8ページをお願いします。項目番号23の拡大事業、「部活動指導体制整備事業」は、教職員の負担軽減とともに、部活動の質的な向上を図るため、指導員を配置するもので、今年度は事業を拡大し、部活動の地域移行に備え、指導員を増員いたします。

次にとなりのページ、項目番号32の「屋内運動場エアコン整備事業」は、新規事業でございます。今年度は、小学校7校、中学校2校の屋内運動場（体育館）にエアコンを設置してまいります。

そのほか、新規事業、拡大事業ではございませんが、今年度から重点施策として掲載している事業がございます。ページを戻っていただきまして、2ページの項目番号1 学校園人権教育推進事業、4ページの項目番号7 キャリア教育推進事業、6ページの項目番号17 小1グッドスタート事業、7ページの項目番号21 学校園支援ボランティア事業、その下の項目番号22 採点支援システム運用事業、8ページの項目番号26 高梁川流域学校給食アレルギー対応等献立レシピ研究事業、9ページの項目番号28 児島学校給食共同調理場整備運営事業、その下の項目番号29 教育用コンピュータ整備事業 10ページの項目番号34 倉敷市立小・中学校校舎等整備事業、以上が今年

度から重点施策として掲載している事業でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。基本目標Ⅱでは12の重点事業に取り組んでまいります。新規事業、拡大事業はございません。

項目番号1「地域還元講座実施事業」は、地域住民や利用者のニーズを把握し、子育て支援やスマートフォンの使い方等、学んだ成果を家庭や地域に還元できる講座を実施するものです。

次に12ページをお願いします。項目番号6の「高梁川流域パスポート事業」は、高梁川流域パスポートを提示することで、高梁川流域圏域在住の小学生が、パスポート冊子に掲載されている施設を無料で利用できる事業でございます。今年度から、土、日、祝日に加え、新たに7月・8月の平日も施設を無料で利用できるようになっております。

今年度から重点施策として掲載している事業としましては、このページの項目番号4 美術館展覧会事業、項目番号5 高梁川流域自然史博物館展示事業、項目番号6 高梁川流域パスポート事業、項目番号8 高梁川流域図書館相互利用推進事業、隣のページの項目番号9 天文王国おかやま事業でございます。続いて14ページをお願いします。基本目標Ⅲでは7つの重点事業に取り組んでまいります。拡大事業は三つでございます。

15ページの項目番号2「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）推進事業」は、「地域とともにある学校づくり」を目指す学校運営協議会制度の設置校拡充を図るもので、令和6年度は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校におきまして、5年度から20校増加した合計90校園で実施いたしました。将来的には、学校運営協議会制度（いわゆるコミュニティ・スクール）の、全ての学校園での実施を目指しているところでございます。

次にその下、項目番号3「地域学校協働活動推進事業」は、昨年度までは、事業の名称を「地域連携による学校支援事業」としていたもので、今年度は昨年度の80校から84校に拡大して実施いたします。

次にその下の、項目番号4「奨学金給付貸付事業」は、経済的事情によって修学が困難な生徒・学生に対して、奨学金を貸付、給付するものです。貸付には、市内に居住し、市の指定する職種に就き、市内で働くことを条件に返還額を半額免除する、返還一部免除型貸付もごございます。今年度は、高校生を対象にした給付の募集人員を昨年度の15名から20名に拡大して実施いたします。

基本目標Ⅲのうち、今年度から重点施策として掲載している事業は、16ページの項目番号6 歴史民俗資料館整備事業でございます。

17ページからは主要事業を掲載しており、14の基本施策のもとで、30の個別施策、計131の事業に取り組んでまいります。基本施策ごとの評価指標や、対応するSDGsのアイコンも掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。

たくさん内容がありますので、ひとつひとつめぐりながらご質問、ご意見をいただけたらと思います。。

まず、最初は重点施策、倉敷市振興大綱、倉敷市教育振興基本計画、ここでご覧いただけますか。よろしいでしょうか。ございませんか。

それでは、基本目標Ⅰの子どもの教育に関するところで、項目がたくさんあり、35事業が挙がっております。ここで区切って、基本目標Ⅰのところでご質問、あるいは、意見等ありましたらお願いします。

これは、まだ案の状態ですので、練っていただいて、最終版を作りたいと思っております。

〈難波委員〉 感想とお願いを少し。まず3ページの令和6年度玉島東中学校の研究発表について。これに参加させていただきましたが、本当にタブレットを使って上手に授業しているのを感じました。最初は2年生の数学を見させてもらいました。次に3年生の理科で物理を見ました。力学的な内容の授業で、興味がありまし

たので、生徒たちがタブレットにどんなことを書いているのかと少し歩いて回らせてもらいました。書いている内容を見ると、しっかり書いている生徒がいて、やはり上手に授業ができていたと思いました。ただ、最終的に何も書いていない生徒が1人いました。できる子は上手に書いていて、そういう子を伸ばすのも大事ですし、先ほどの何も書けなかったような子もいます。30人ぐらい教室に生徒がいて、やはりできる子もいれば、ちょっとできない子もいるものです。先生方は、よく分かっていることと思います。

今後、できない子をどう上手に指導していくか。タブレットを用いた授業では、タブレットに書いた内容が、ディスプレイにも出てきています。先生のタブレットには30人分の画面が見えているわけですから、その後の指導に役立つものと思います。昔の誰かを1人指名して、黒板に書かせていたころに比べれば、全体の把握がよくできるし、このタブレットを用いた授業というのは、上手にすれば本当に効果が上がるし、いろんな子どもたちの評価もできていければというのを感じました。今後ともぜひ、よろしくお願いします。

それから、その次のページの不登校について。令和5年度、倉敷市では随分児童生徒の不登校が増えてしまったということではありますが、令和6年度の数字、傾向がもし資料としてあればお願いします。令和6年度が終わって間もないですが、何かあれば教えていただければと思います。

〈教育長〉 令和6年度の不登校の状況ですが、いかがでしょうか。

〈湯地部長〉 6年度が終わったばかりで、実際の数字自体はまだ掌握できていないという状況です。ただ、担当課の方との話の中で、確定かどうか分からないところですが、ちょっと少なくなったのではないかという話を耳にしています。

正確な状況は、まだ分かりません。現状減るということになるということは、その減る要因が何であったのかということは、またいろいろと検証や分析をしていかなければと思っております。もちろん増えた場合についても同様ですが、6年度の集計を受け、対策を考えていきたいと考えております。

〈難波委員〉 減る方向であれば、うれしいことです。また、集計が分れば教えてください。

今日の報告事項にも関係してくると思いますが、私の知っているところで文科省の補助事業として1人1台端末を活用した心の健康観察を継続的にやっている事業がありまして、7月30日に岡山大学の小児科で心身医療外来をされている岡田あゆみ先生に、学校の養護教諭の方々を対象とした講演をしていただくことになっています。そこで、不登校予防的支援「思春期のこころの学校健診」の話が出ると思います。これはもっと拡大して、継続的にしていくような事業だと思うので、ぜひ検討していただけたらと思っています。講演のことは保健体育課の担当の先生が対応してくださると思います。

令和7年度も、不登校で学校に行けない子が少しでも減っていくように、いろいろ配慮いただければと思っています。ぜひよろしくお願いします。

〈松尾参事〉 今ご助言いただきました1人1台端末を活用した心の観察につきましては、この後、報告でまた述べさせていただきます。今年度から全校実施ということで、当然やってみて、現場の先生方の反応であったり成果であったり、そういった声を集約しつつ、また難波委員さんがおっしゃられたように、外部からの情報等も収集しながら、工夫改善をしていきたいと思っています。

教育委員会内でも心の健康観察推進会議というものを設けておりますので、適宜必要に応じて、そういった情報収集や、それから工夫改善に向けての検討は、今後も継続していきたいと考えております。

〈教育長〉 不登校関連のデータがまとまりましたら、報告等をよろしくお願いします。

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。

〈江原委員〉 特別支援であるとか、不登校の支援であるとかということで、かなり支援体制を強固にいただいていると思いますが、大人向けには外国人のための防災講座があるということが後半の方に載っています。外国人のお子さんで、日本の小学校で学ぶ、そのことによって、何か困りごとがあるとか、そういうことが起こっているというようなケースはないのかしらというふうに思いまし

た。ざっくりでよいのですが、どれぐらいの方が外国人として、倉敷市の小学校、中学校に通われていて、何か支援がなされているのかを教えてくださいと思います。

〈湯地部長〉 外国籍のお子さんで小学校、中学校に在籍をしているケースについてですが、どこの部分をもって多いとか少ないっていう話になるかという、少し微妙な部分がございます。日本語指導が必要な児童、外国籍の児童数ということで、大体ですが、小学校では年間で10人前後ぐらいおられます。また、日本国籍ではあるけれど日本語指導が必要な児童で母国語をみますと、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、中国語、韓国語など、もう本当に多岐にわたって子どもたちへのアプローチをしていかなければならないという状況にあります。それらの児童に対して、教職員がその言語に対応ができているかという、現実としては難しい状況です。

ただ、今は担当の指導課の方で、ポケトークといういわゆる言語翻訳する形の機器を使っています。以前はそういう対応をするために国際課の方にポケトークをお借りしていました。現在、指導課で購入しており、貸し出しをしています。それを使って、日本語のみの対応の先生方も、子どもの言葉を翻訳しながら、逆に日本語から母国語の言葉に変換をしながらコミュニケーションをして、活動を進めているという現状です。ただ、そこでのやりとりだけになってしまうので、なかなか本当の心の中の部分であるとか、何が必要なのかっていうところの対応っていうのは難しい現状ではあるのですが、そういう本当に日本語指導が必要な子どもが多く在籍している学校には、県の方から加配の措置があります。人の配置をしたり、支援員さんをちょっと手厚くしたりということで、そのお子さんが、授業とか人間関係で困らないように対応をしている現状はあります。

子どもさんもそうなのですが、保護者の方が外国籍の方ですと、なかなかうまく伝わらなかったりすることがあります。そこで、日本語で書かれてある

ペーパー、例えば参観日の案内であるとか、懇談の案内であるというものを、多言語で変換できるQRコードを読み取ったら、その言語を表示できる形も倉敷市国際課でいろいろ対応してくださっていて、学校の方でそのQRコードをつけて、保護者の方に渡すというようなことを数年前から進めているところではございます。全て完璧というわけにはなかなかないのですが、学校の方でいろいろ対応している状況です。

〈江原委員〉 よく分かりました。ありがとうございます。

〈教育長〉 市立美術館で、ボランティアでされている日本語教室にも、一定数来られている方がいるようです。

他にございませんか。

〈沼本委員〉 継続事業ですけど、6ページの17番、小1グッドスタート事業について教えていただきたい。「1学級でもあれば、1年生すべての学級に対して」という文言があります。このとおりだと思うのですが、このタイミングっていうのがいつなのか、どこを基準にしているのかを教えてください。

〈湯地部長〉 タイミングというのは配置のタイミングということでしょうか。

〈沼本委員〉 はい、そうです。ここは配置します、あるいはしませんというふうになるかと思うのですが。

〈倉本次長〉 小1グッドスタートは、今年度の学級数が基準になります。

〈湯地部長〉 ですので、今年度の1年生の学級数として、今の段階では暫定的に入学式の時点が1つの基準になります。入学式の時点の学級数をもとにして、その後確定をしていくという形になります。

〈沼本委員〉 なぜそこを聞いたのかといいますと、やはり雇用の関係のことが生まれてくると思うのです。雇う方の市教育委員会と、雇われる方の一般人、つまり支援員の先生ということになると思いますが、要は、そのタイミングを迎えるまで、雇われる方は、すごいヒヤヒヤしてると思うのですね。なぜなら、やっぱり働きたいという気持ちと、でも、1学級30人を超えるか超えないかで、私の居

場所があるのかないのか、もうすごいヒヤヒヤしてると思うのです。

その時に、市教育委員会としては、その他の職を案内する補填、補償あるいは紹介をしているのかどうか。やはり雇われる立場からしてみたら、働きたいけど、何でもよいというわけじゃないと思いますので、そのタイミングが早く分かるのであれば、その次の職、別の職を見つけようとする動きもできます。その辺りのことをお伺いしたいのです。

〈湯地部長〉 学校で働く教職員のうち、支援員さん含めたご心配をありがとうございます。

私がこの市教育委員会に異動となる前は、教頭の職にありました。各学校には正規の職員、非常勤のいわゆる授業をするような先生方、この小一グッドスタートのような支援員さん、または指導員さん、そういう方が今本当に数多く入っている現状です。支援員さんは、不登校の対応であったり、生徒指導の対応であったり、特別支援教育の対応であったり、小学校でいうと1年生において支援をしていく小一グッドスタートの支援さんであったりと多岐に渡ります。

校長先生は、この方々一人一人と、年末から年を超えて年度末にかけて、雇用についての話をじっくりするということがされておりました。

学級のこの基準に沿った配置がなされるか、なされないかといった際に、校長先生は、あらかじめそのご本人さんとの面談の中で、来年度はここがもう基準を満たないのでなくなりそうであるとか、来年度はここが増えそうであるといった人の配置、来年度のその方々の雇用についての相談を繰り返し行っています。支援員、指導員さんについても、正規の教職員の方と同じように、人事の相談をしています。

今、委員さんが言われるように来年度をぜひやらせて欲しいんだという要望がある方については、例えばここでは基準に対して配置が微妙なため、近隣の学校ではどうでしょうかというような流れや紹介をもちろんしている状況ではありません。

状況を説明し、来年度は配置がないんですというようなお話をしてるようなケ

ースもあります。その時に、学校関係では本当にいろんな職種がございますので、別の職種になりますがこういうのはどうでしょうかと紹介している現状です。今は人手がなかなか足りないので、そういった紹介で大体は必要な人員が埋まっていくという状況であり、委員さんが言われた職の案内等により来年度のことを不安にならないような対応を学校はしていると把握しております。

〈沼本委員〉 そのような働く意思の高い方に対しては、ぜひともそういった人材を失うことがないように対応を地域、学校ともにしていって欲しいなと思います。

〈教育長〉 ありがとうございます。他にございませんか。

〈長濱委員〉 6ページのふれあい教室事業について、私も教育センターに指導主事として勤務していましたので、どうなのかなと思い見させていただきました。継続事業ということですが、ふれあい教室にも来ることができないという児童生徒へのオンライン対応について、そこまで分からないかもしれないですけど、実際にどのような指導をして、そのことで学習し少し自信が出てきて、次の段階に移っていくケースがもしあれば教えてください。そこまでいかないのであれば、現状を少しお願いできますか。

〈湯地部長〉 このふれあい教室のオンライン指導は、令和6年度からスタートしております。令和5年度では、いくつかの学校でオンラインをつなぎ、ふれあい教室の指導員さんと各学校の子どもたちをつないで試行的に進めて参りました。画面上に出てくることもこわごわであったり、なかなか自分から話をするのがなかったり、人との関係づくりがうまくいかなかったりとかいうような子どもたちが、心を開きながら、学校へ行ってみようかなであるとか、ふれあい教室の方にちょっと行って、直接その画面の向こうにいる指導員さんと話をしてみようかなということがありました。家にずっと引きこもっていたお子さんが外に出るような状況になったり、外の人たちと会話をするような状況になったりということで、成果が見られています。これを継続して、多くの学校で家から出にくい、学校や適応指導教室に通うことができないお子さんを対象に、

オンラインで少しでも人間関係が作れたり、コミュニケーションができたりと
というようなことを期待し、令和6年度からスタートしております。

昨年度は、最終で18人ぐらいの子どもをオンラインで対応をしました。その
中で40分ぐらいの活動をしています、本当に学習活動をガツガツやってい
くというよりは、やはりまずは挨拶をしたり、健康観察をしたり、今日はこん
なことをやるかなあというフリートークを試してみたり、クイズやゲーム遊びを
してみたり、創作活動を試してみたり、中ではスタディの時間ということでコン
ピューターを使った学習を試してみたりというようなことをしています。焦るこ
となく、まずは関係づくりであったり、少しでもその子が何に興味を持っている
のかということであったりなど、この子と話をする中で何かいい手立てはな
いかなということを探りながら指導員さんが取り組まれている現状です。

この中で、今度は学校に向けてとか、ふれあい教室に向けてというのが成果の
部分になってくるとは思うのですが、その部分を少しでも増やしなが
ら、最終的に学校の方への登校をできるような形へ焦らずに持っていきたいなとい
うことでやっております。

昨年度は、このふれあい教室で、全ての学校の中のそういう対象の子どもたち、
とのオンラインをスタートしました。今年度は、先ほど少し説明もありました
計15校の自立応援室で、なかなか登校しづらい子どもたちと学校とをオンラ
インでつないで支援を行います。その学校で、在籍している子どもたちとの関
係を作っていくということがうまくできないだろうかということで、新規事業
としてオンライン支援を進めていくという状況でございます。

〈長濱委員〉 ふれあい教室に携わった者としては、安心できる人と場所がきっかけになるも
のとして頑張ってきました。なかなか出にくい子どもたちにとって、オンライ
ン対応によるそういった人、そういう場所が、外とうまくつながることのでき
るきっかけになるということで、非常に意味のある事例だと思っております。
学校の先生とつながるのが一番だろうなと思うのですが、そういうきっかけ

にもなっているということで期待しています。ありがとうございます。

〈教育長〉　今まで家庭にこもっている児童生徒に対しては、家庭訪問しか手がなかったのですが、こういったオンラインで少しでもつなぐことができるということは進歩ではないかなと思います。これで今度は学校とうまくつながることができるかというところですね。

他に何かございますか。

〈難波委員〉　不登校に関連して少し。もちろん学校行けて、授業を受けることが一番なのですが、学校には行けるけど教室に入れない子、保健室であったり別室に行くしかない子、ふれあい教室には行けるぐらいの子。それから、もう家から出られない、家にしかいられない子。そういった子にいろんな学習環境を作ってあげるしかないかなとは思っていますが、様々な事業をしてくださっており、今後に向けて引き続きよろしくお願いします。

いつも述べておりますけれども、たくさんの学校に行けていない子と話をする機会があるのですが、学習習熟度がなかなか低いです。先生たちも分かっているとは思っていますが、この子たちの能力を少しでも上げていくために、様々なツールを使ってぜひいろいろしてあげていただきたい。

不登校で行けてなかった子の高校への進学率は、倉敷ではほぼ100パーセントに近いぐらいの数字ではなかったでしょうか。進学先が岡山駅付近にある通信制の高校であることが多いそうですが、最近もたまたま話をした不登校であった何人かの子は、そういう学校行っていました。そこへ行って3年間頑張り資格を取る子、大学や専門学校に行こうという子もいます。以前話しましたが、そこへ行くには、やはりある程度の学習能力というのは必要です。ぜひいろんなツールを使って、これからもよろしくお願いします。

〈沼本委員〉　難波委員の話で思い出したのですが、先日の伊東市長を交えての総合教育会議の時に、学力の向上ということで、「アプリを使った何か楽しみながらできるようなものはないの。あるよね。」という発言があつたのではと思います。

これがさらにもっと進んでいくと、重点的に取り組む事業の予算にくっついてくるのかなあとと思います。採点支援システムは、予算がついてますね。

ただ、そのようなアプリの開発とか、やればやるほど面白くなって勉強も学力も向上するみたいなアプリというものが入ってないのがちょっと残念かなって思いますが、いかがでしょうか。

〈教育長〉 教育支援ソフトがありますが、どうでしょうか。

〈湯地部長〉 この令和7年度教育行政重点施策の中で、採点支援システム運用事業が7ページにありますけれども、指導課の方で、今回新たにA Iのドリル学習を導入しています。実際、子どもたちにはドリルパークというA I型デジタルドリルがありますが、自分たちで楽しんでやれるかという、ドリルですので、どうかという部分があります。ただ、そのドリルの特徴は、A Iが判断をしてくれるというものです。例えば、この問題を解きましたが、間違いをしましたという際は、これはなぜこういう間違いをしたのだろうか、それに対しての類似の問題を、A Iが判断をしながら、それなら次はこれをやってみようかという進め方をしています。逆にこれが簡単に解けた子は、A Iが判断してくれて、次のステップの問題を提示していく仕組みとなっています。

ということで、この1人1台タブレット端末の中で、ドリルを自分で選んで勉強していく。自主的に勉強していくという1つのツールとしては、割と金額的には大きな予算となります。そういうドリルパークというのを導入しており、学校では子どもたちが1人1台端末の学習の中の1つのツールとしてしております。

〈教育長〉 2ページの2番に学習支援ソフトの紹介があります。

〈湯地部長〉 学力向上支援事業において、今の児童生徒の状況に応じた問題を提供する学習支援ソフトを活用するというのが、目玉の1つです。

〈教育長〉 楽しいとか、面白いかどうかというところは何とも言えないですね。

〈沼本委員〉 もっと踏み込んで、子どもたちがワクワクして、何か解けたらスタンプがもら

えるなどのような感じのことを市長は言っていたと思います。何かワクワクして、問題が解けたらうれしくなるような仕掛けをさらに盛り込んでいけたら。ゆくゆくのことになるのですが、そういうのが良いのかなと個人的に思っています。

〈教育長〉 そこは研究していかないといけないことだと。

〈難波委員〉 3年か4年前のことですが、琴浦中学校に計画訪問に行かせてもらいました。その時には、クイズ形式みたいな授業をしていて、随分教室が盛り上がっていました。読むこと、書くことをいろいろ生徒にさせるのですが、みんな分かることがあるから、随分手を上げる子もいて、盛り上がっていたことを覚えています。

〈教育長〉 担当の教員がいろいろ工夫して、教室にこういう教材を持ってくればどうかと考えています。子どもたちの興味関心がわくような、そういう工夫はしていますよね。

他には何かありませんでしょうか。それでは私からひとつ。

内容的に学力とか不登校とか、それに対応する事業が多いのですが、冒頭の基本目標Ⅰの説明文の一番下の段落の中に「すべての子どもたちが自分らしい強みと自信をもち、基礎的・基本的な学力や知識を身に付け、様々な体験や活動を通して自ら考え、」という文章になっています。もちろん基礎的、基本的な学力や知識を見つけることも必要なんですけれども、「自ら」その後に、例えば、様々な体験を通してとか、いわゆる机の上でやる勉強だけでなく、生徒会活動とか、あるいはボランティア活動とか、そんないろんな活動を通して、つまり体験的なものですね。そういうものを含めて、「自ら考え、行動し、たくましく生き抜くことができる力を伸ばす教育を推進します。」という方がいいのかなと。例えば「身に付け」の後に、様々な体験を通してという言葉を入れたらどうかというふうに思いました。そこまでは必要ないと感じられるかもしれませんが、いかがでしょうか。早く言っておけばよかったのですが。

知育だけでは、勉強だけではなくてというところです。

〈島田参事〉 もともとこちらの文言は、倉敷市教育振興基本計画において設定されている 3 つの基本目標から持ってきている表現です。とはいいまして、これはこれで令和 7 年度教育重点施策ということになってますから、先ほどの教育長の話もちょっと踏まえまして、考えてみたいと思います。

〈教育長〉 むしろ基本目標Ⅰの事業の中にそういうことがあまりない。ないから、今の説明文のようになってしまうかもしれないですね。子どもたちの学習には、いろんな学習があるという思いで考えていましたので。

基本目標Ⅰのところは、それでよろしいでしょうか。

基本目標Ⅱのところ、生涯学習の面の事業がありますけれども、何かご質問等ございましたらお願いします。ございませんか。

では、私から。12 ページ 7 番の大学との連携による学校等支援事業ですが、今、江原委員もおられますが、くらしき作陽大学及び倉敷芸術科学大学という地元の大学との人材交流、こういうことは積極的にやってもらいたいと思います。今、高等学校との連携もありますし、小学校、中学校の方へ、こういった高校生や大学生が、たくさん入ってきてくれて、様々なことを、お兄さんお姉さんから勉強する、学ばせてもらう。逆にこちらから、出向くという方法もあると思います。積極的にこういう人材交流ができればなと考えています。

ボランティアで登録している人も、増えてきているようなので、そういう人たちもどんどん学校へ入って、いろんなことを子どもたちに教えてもらえたらありがたいなと思います。これは要望です。

他に何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、基本目標Ⅲの地方創生・協働の内容に関してはいかがでしょうか。

〈難波委員〉 15 ページの 4、拡大になった奨学金給付貸付事業について。これは以前に比べたら、かなり増えてきているのではないかという感じを持っています。貸付制度、返還一部免除型貸付制度、給付制度の 3 種類があるようです。これまで

貸し付けが多かったと思うのですが、返還は上手にいつているのでしょうか。現在は経済力なくて返せなかったり、就職しても賃金があがらないなど、いろんなことが言われたりしています。倉敷市の状況がどうなっているか、分かる範囲で教えていただければと思います。

〈倉本次長〉 奨学金給付貸付事業ですが、毎年4月中に募集を停止して、5月で判断させてもらっています。やはり給付の方は非常に応募が多くて、その関係もありまして、2年前だったと記憶していますが、高校がそれまでは6人の定員であったところ、15人に拡大して、それでもまだ応募が多いということから、今年度から20人に拡大しております。

大学の給付、それから専修学校の給付、この辺りは毎年大体これぐらいの人数が応募してきていて、ぎりぎりか、少し足りないかいうぐらいのところの数字が続いています。

貸付の方につきましては、やはり応募の人数はちょっと少ない状況にあります。特に大学、短期大学のところが人数が少なくて、どうしても給付の方へ偏つてするという状況があります。

あと、返還一部免除型貸付につきましては、10人という応募枠なのですが、7、8人の方が、大体応募されているという状況です。こちらについては、内容等をもう少し検討していけないかなと思っているところです。

最後に返還の状況ですが、倉敷市のこの奨学金を応募されてる方は、ほぼ返還していただいているという状況です。まれに遅れるということはあるんですが、連絡をしたら、きちんと払っていただいているという状況です。

〈難波委員〉 分かりました。ありがとうございました。新規募集人数の数がだいぶ増えたなと思いました。給付のところですね。非常によいことですね。これからも徐々にも増やせていけたらよいと思いますので、よろしくお願いします。

〈教育長〉 合わせてよろしいでしょうか。他の事業には何らかの趣旨説明がありますが、この奨学金給付貸付事業には説明がとぼしい。高校の給付が15人から20人

に増えたいということもこのままでは分からないので、少し文章を入れた方がいいかなと思います。後から後から気が付いて申し訳ありません。

他はよろしいでしょうか。

それでは、17ページ以降の主要事業について。基本施策に基づいてそれぞれの事業が掲載されていますが、いわゆる評価指標も含めて17ページ以降で、ご質問等がございましたらお願いいたします。

〈沼本委員〉 ページ数は20ページ、一番上の1,000人当たりのいじめの認知件数という欄があります。まさにこれが、教育行政の重点施策という案なのですが、令和5年度の実績値、目標値が令和7年度と令和12年度とあります。小学校、中学校で数値において、令和7年度の数値が、小学校は上がってる。でも中学校はまあまあの比率で下がっています。50.7件から目標値が30件に。小学校は51.5件から66件に上がっています。

先ほどの重点施策ということなので、この数値を私が感じるどころ、今年については徹底的に中学校のいじめの認知を、もう徹底的にやるんだという意気込みの数字なのか、この小学校と中学校の差が何なのかいうのをちょっと教えていただけたらと思います。

〈教育長〉 いじめの認知件数の小学校と中学校ですが、基本的にはしっかり認知をして、早く解決するという目標があるのですけれど、目標のこれを一般の人が見た場合、多くするのを目標しているのか、少なくするのを目標にしているのか、よく分からない部分もあるかなと思ったんですけど、そういうことも含めて、いかがでしょう。

〈湯地部長〉 昨年のこの施策の資料を今確認して、令和4年度の実績値、小学校が41.2件、中学校が37.9件。令和5年度の実績値、小学校が51.5件、中学校が50.7件という令和4年度と5年度を見ています。その後の令和7年度と令和12年度の目標値については、これはもう目標値ということで固定している数値です。この計画を立てたのが、第7次総合計画で、計画策定時のその前

年度、さらにその前の年度ぐらいのところの数値をもとに、この令和7年度の目標値と令和12年度の目標値を設定しているということで、ここはもう固定値になります。今、令和5年度の実績が小学校が51.5件、中学校が50.7件と並べてみると、何か違和感を感じるんだろうなとは思いますが。

見え方としてそう見えているのは、第7次総合計画策定時の少し前の段階のこのいじめの認知件数の数値から令和7年度と12年度を目標値として設定していたために、そういう見方になっているものと思われます。実績値が中学校も上がってきているというのが実際のところですよ。

第7次総合計画策定時のもう少し前、令和元年とか令和2年の時は中学校の件数は少なかったです。

〈教育長〉 令和5年度は、中学校の目標をもう達成しているということですね。

〈湯地部長〉 そうですね、認知件数としては。いじめのテーマによくなるのが、いじめの早期発見、早期解決、積極的な認知ということなので、しっかり認知していくというところですよ。目標値は達成をしているというのが、現状のようです。

〈教育長〉 7年度と12年度は、もう以前に設定され、固定されたものだからこれは動かないと、そういうことですね

〈湯地部長〉 そうですね。もう1年度前の令和3年度の実績資料を今手元にいただいたんですけれども、小学校が46.7件、中学校が21.9件。ということで、実績値でいくと、中学校は少しずつ認知件数が増えていって、今、令和5年度のところが50.7件というところですから、認知していくというところについて、中学校がしっかりいじめということで認知をしているという状況が増えてきているということでございます。

目標値が固定されているので、おかしいようにちょっと見えるのかなとは思いますが。

〈沼本委員〉 目標値が令和7年度と令和12年度の数値が固定されているというその説明であり、令和5年度の実績値がありますということなら、私でしたら、平成30

年度の実績値を入れていた方が分かりやすいのかなと思うんですね。。

令和５年度と令和１２年度、令和７年度と平成３０年度があれば分かりやすいのかなと思うのですけど。

〈教育長〉 どの項目を見ても全部令和５年度、７年度、１２年度ですね。今、沼本委員さんがおっしゃったようにですね、平成３０年度を載せてはいけないということではないのですよね。

〈島田参事〉 表のつくりが、たまたまその実績値と７年度と１２年度の目標値ということになっています。今おっしゃられたように、その推移が分かるような表組みというの当然あるんだろうと思いますので、いわゆる見やすいものが、どういったものか考えて、作っていきたいと思います。

目標そのものは、見直しをしても構わないことになっていますので、当然その計画を作ったときの状況と、現在違いますので、乖離してる部分は見直しをして改めることができますので、そこも含めて考えていきたいと思います。

〈沼本委員〉 今、説明聞いたので、分かったのですけど、その説明なしだったら、どういう形がいいのかというのをちょっと見直していただけたらと思います

〈教育長〉 他にはございませんでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、議案としてこの第２２号でご提案させていただいておりますが、今まで議論いただいたご意見等も含めて、修正することを含めて、議案として、お諮りいただこうと思います

議案第２２号につきまして、可決することでご異議ございませんでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご異議ないようですので、議案第２２号は可決することに決定いたしました。

ご意見を反映し、修正をしたものを委員さんにお示しするということでご了解いただきたいと思います。

(休憩)

〈教育長〉 報告事項に入ります。

「人権教育実践資料10 共生社会の実現を目指して 高齢者に関する学習を通して」についてのご説明を松尾参事お願いします。

〈松尾参事〉 人権教育実践資料10「共生社会の実現を目指して～高齢者に関する学習を通して～」について報告いたします。別冊資料「人権教育実践資料10」をご覧ください。

倉敷市教育委員会では、令和6年度の人権教育課題研究事業として本主題のもと、研究と授業実践を行いました。裏表紙を御覧ください。この事業は、学校教育にかかわりの深い人権課題について実践的研究を進め、人権教育の推進に生かすことを目的に、平成17年度より実施しています。

1ページを御覧ください。主題設定の背景として、超高齢社会の到来や、高齢者の人権に係る法律等の制定が挙げられます。超高齢社会でありながら、核家族化が進み、実際に接する機会が少ない児童生徒も多い現状を考えると、なおさらのこと必要性のある人権課題と言えます。

5ページを御覧ください。共生社会へ向かう視点として、「高齢者は〇〇である」といったステレオタイプな見方でなく、多面的・多角的な見方を意識することで決めつけや偏見をなくすことにつながると考えます。また、「お年寄りはいかかわいそうだ」といったネガティブな視点に陥らず、尊敬や感謝の念など肯定的に捉える視点を重視します。

6ページを御覧ください。これまでも小学校における高齢者施設訪問など、高齢者に関する学習活動はありましたが、認知症について取り上げることはほとんどなかったと考えられます。しかし、いわゆる「認知症基本法」第14条では、認知症に関する正しい知識と理解を深める教育の推進について示されており、何らかのアプローチが必要です。そこで、健康長寿課地域包括ケア推進室と連携し、認知症サポーター養成講座を活用した学びを展開しました。

7ページからは、各校での実践がまとめられています。

7・8ページは小学校低学年での実践で、地域の高齢者をゲストティーチャーとして招き、お年寄りが困っているときどうすればよいのかを役割演技を通して考えることができました。9・10ページは、小学校中学年の実践で、高齢者に優しいまちづくりのために、自分の得意なことを生かした、〇〇レンジャーとして何ができるか話し合いました。13・14ページは中学生の実践で、年を重ねたからこそその経験や知見をもつ存在であることについて、調べ学習や話し合い活動をとおして考えを深めることができました。

本冊子は4,500部印刷し、市内学校園と小中学校全教員に配付し、授業実践に活用するようお願いしております。また、今年度は、在住外国人とりわけ外国にルーツをもつ子どもの増加を踏まえて、外国人の人権をテーマに研究を進めていきたいと考えています。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。ご質問等ありましたらお願いします。

〈長濱委員〉 今年度はどのような形で課題研究を進められる予定でしょうか。

〈松尾参事〉 この冊子の裏表紙に6年度の課題研究委員を紹介していますが、同じような形で、現在、学校だけ令和7年度からの5校が決まっております。この後は研究員を各校で選出していただく予定です。

〈教育長〉 お年寄りを大切するというので、市長も温もりあふれる健康長寿のまちづくりと掲げています。これに繋がっていると思いますので、しっかりと実践行動のできる児童生徒の育成をお願いします。

〈沼本委員〉 僕はこの冊子をぱっと見た時、教科書と近いなと思いました。教科書には今、結構QRコードに対応し、使っています。この冊子に同じようにQRコードを入れるのであれば、私だったらどう入れるかなと考え、最後の18ページの倉敷市のホームページにQRコードでリンクが飛ぶようなことも今どきの冊子の仕様としてあってもいいかなって思いました。また例年どおりなら人権教育実践資料第11弾ができると思うので、そういう時には、活用していただき

たいと思います。

〈松尾参事〉 ご助言ありがとうございました。ホームページ又は関連法令等もなかなか紙面の関係で全部載せきれないことがございますので、今後そういったところでも二次元コードなどを活用していこうと思います。

〈教育長〉 続きまして、1人1台端末を活用した「心の健康観察」についてのご説明を、松尾参事、お願いします。

〈松尾参事〉 資料3ページをご覧ください。

不登校やいじめ、自殺対策が喫緊の課題として取り上げられていることを踏まえて、児童生徒の心の変化や児童生徒が発するSOSを早期に把握し、適切に対応すること及び児童生徒の自己管理能力の向上、学校の教育相談体制の充実等を目的とし、1人1台端末を活用した「心の健康観察」を実施いたします。なお、3ページ下に囲んで示しているとおり、令和5年の文部科学省「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、通称「COCOLOプラン」や「こどもの自殺対策緊急強化プラン」にも1人1台端末を活用した「心の健康観察」の推進について示されています。

また、この取組は、昨年度のモデル校事業の成果等を踏まえて実施いたします。モデル校事業については、4ページを御覧ください。中島小、庄小、多津美中で行い、児童生徒からは「誰かに見られることなく、相談したい時に、ボタンを選ぶだけで、先生に相談することができた。」「先生がすぐに、何かあったの？と聞いてくれて、相談する機会が増えた。」、教職員からは「自分の気持ちを表現することが苦手な子どもでも、相談したいことがあるという意思表示がしやすくなった。」「早期に対応することで、大きな問題になる前に解決につなげることができた。」などの声が聞かれました。

3ページにお戻りください。

実施校は、本年度よりすべての市立小・中・特別支援学校となります。

対象学年、開始時期は記載のとおりです。

実施内容の1点目は入力についてです。児童生徒は、学校で1人1台端末を使って、表情マークを基にした心の状態や相談したいことの有無を入力します。児童生徒にとって、SOSを発信する力を伸ばすとともに、自分自身の心の状態の変化に気づき、自己管理能力を高めることが期待されます。2点目は回答結果の読み取りです。教職員は、児童生徒の心の状態の変化や児童生徒が発するSOSを早期に把握し、状況に応じて声をかけたり、様子を見たりすることで、適切な支援につなげていきます。3点目は校内体制づくりです。回答結果を迅速に学校全体で共有できる利点を生かし、担任だけでなく学校全体で連携して、適切に対応できる校内体制づくりを進めてまいります。報告は以上でございます。よろしくお願いします。

〈教育長〉 ご質問がございましたらお願いします。

〈難波委員〉 全ての小中学校、特別支援学校で取り組んでいくということが分かりました。心の健康観察を進めていきながら、7月30日にある養護教諭の先生方を対象とした岡田先生の講演で、ぜひ相談をしたり、意見を伝えられたりしたらいいかなと思いますので、学校の教育相談体制の充実をよろしくお願いします。

〈松尾参事〉 昨年度はモデル校3校でした。その成果を踏まえて、令和6年度は校長会とも綿密に連携を図りながら、6月からなのですが、令和7年度に全校を対象に実施するという事にしました。7月30日の講演も、外部からの情報収集として、しっかり勉強させていただきます。

〈江原委員〉 2点あります。1点は、今年度は全ての学校で実施ということなのですが、この調査の頻度は、毎朝するとか週に1回とか、それはどういう感じなのでしょう。

〈松尾参事〉 頻度につきましては、原則毎日ということで設定をさせてもらっております。やはり間隔が空いてしまうと、細かい状況の把握であるということができにくくなります。間隔が空くようでしたら、従来からやっている月1回の何々アンケートみたいなものとあまり変化がなくなってしまいます。原則毎日、ただ、

学校の状況もございますので、曜日の設定等で、必ずしも365日全てということにならないかもしれないのですが、その原則毎日としている趣旨はしっかりと伝えていって、学校で適切に判断をしていただくようにしたいと考えております。

〈江原委員〉 ありがとうございます。もう1点お願いします。

モデル校のアンケートを拝見して、児童生徒、教職員、どちらも肯定的な自由記述の例が出ていますが、12%ほどの少数なのですけれども、マイナスのよくなかった、あまりよくなかったという結果となっています。その理由の自由記述等がもしあれば、どういうことがそういうネガティブな方向になるのかを教えていただければと思います。

〈松尾参事〉 子どもたちが期待したほど先生がすぐに反応してくれないという声があると聞いています、このことは受け取る学校の先生のタイミングなど、原因がいろいろあったと思うのですけれども、そういったことは、それだけ裏を返せば、先生にもっといろいろ聞いて聞いてという期待があったのかもしれないと考えています。

〈玉岡指導主幹〉 それ以外としては、毎日入力するのが面倒だからという子もいましたし、相談したいことがある人だけ入力すればいいんじゃないのという、毎日続けることに意味を感じない、つまり相談することがないと回答している子もいます。数日ぐらいに分けてやってもいいんじゃないかという子もいましたので、いろんな受け止めがあったのかなと思います。

〈江原委員〉 分かりました。ありがとうございます。

〈教育長〉 他にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、令和6年度教育支援の概要についての説明を湯地部長、お願いします。

〈湯地部長〉 配布資料5ページを御覧ください。

倉敷市教育委員会では、毎年、「倉敷市教育支援委員会」を開催し、委員であ

る医師等の専門家が審議を行い、特別な支援が必要であると思われる一人一人の子どもの学びの場について、どこで学ぶことが適切であるかの判断を行っています。

まず、表の中の言葉や記号などについて、ご説明いたします。1の「就学予定者」というのは「新小学1年生」のことであり、2の「教育措置変更」というのは「新小学2年生から中学3年生」を対象とした「在学中の学びの場の変更」のことになります。

判断結果は、「A」「B」「C」「○」の4段階で表しております。それぞれ簡単に説明いたしますと、「A」は特別支援学校への就学が適切であるとの判断結果、「B」は特別支援学級、「C」は通常学級が適切であるという判断結果を表しています。「C通」というのは、通常学級に在籍し、週に1回1時間程度、「通級指導教室」へ通って、言語の指導や情緒の安定を図るため指導を受けることが適切であるとの判断を表しています。「○」は、所属学級で配慮して指導することが適切であるとの判断を表しています。

それでは、「1 就学予定者」の「(1) 判断結果」の表を御覧ください。

今年度、小学1年生の判断結果です。令和6年度には、626名の判断をいたしました。表右下合計欄にお示ししているとおり、前年度から35名の増加となっております。

次に「(2) 教育措置状況」の表を御覧ください。

これは、(1)の判断結果を受けて、保護者の承諾のもと、実際に決定した措置先を示したものです。おおよそ判断どおりの措置となっておりますが、例えば、Aの特別支援学校が適しているとの判断50名のうち、特別支援学校へ措置が決まった児童は38名であり、12名は通常の小学校の特別支援学級へ措置されるなど、保護者の意向により判断どおりになっていない場合もあります。

次に、「2 教育措置変更」の「(1) 判断結果」の表を御覧ください。

「教育措置変更」は、小・中・特別支援学校に在籍する「小学2年生から中学

3年生」までの判断結果となります。令和6年度には1,361名の判断をいたしました。前年度から122名の増加となっております。

次に「(2) 教育措置状況」の表を御覧ください。就学予定者と同様、おおよそ判断どおりの措置となっておりますが、就学予定者と同様に、保護者の意向により、判断どおりになっていない場合があります。

最後に、「3 障害種別の判断結果」の表を御覧ください。右端の合計欄を見ていただくと令和6年度も例年同様、「情緒障害」の判断の児童生徒が最も多くなっています。これは、情緒障害の通級指導の判断が増加傾向であることが要因の一つと考えられます。

全体を通して、倉敷市の現状といたしましては、就学前から療育等にかかり、引き続き手厚い支援を希望される保護者が依然として多い状況です。また、小学校で特別支援学級に在籍している児童が、状態が改善してきているにも関わらず、引き続き中学校の特別支援学級を希望しているケースも見受けられました。通級による指導を終了できない児童生徒も増えています。

倉敷市教育委員会としましては、こうした教育支援の状況も踏まえ、支援のあり方を見直しながら、共生社会の実現に向けて、一人一人の児童生徒の実態に応じた適切な教育支援を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

〈教育長〉 何か質問がございましたらお願いします。

〈長濱委員〉 就学予定者で、判断いただきたいという子どもたちの数が増えているのですが、B判断とならずに通常の学級でというお子さんが、ここ数年は増えているのでしょうか。やはり1年生の間は、学級で様子を見た方がいいということではあると思うのです。適切な言葉かどうか分からないのですが、保護者の受け止めとして、落ちたというように思われている方もいるとお聞きしました。なかなか難しい問題で、本当にご苦労されてると思います。この特別教育支援委員会については、情報も適切に集められて、それからその書類上だけではちょっと

判断できないお子さんにつきましては、先生は足を運ばれておられるものと思っています。

その時点での適切な判断になると思っていますが、倉敷市はずっと学級数が増えていった時代があり、それがここ数年、1年生の期間は通常学級の方にというふうな判断になってきているのでしょうか。そのところは、県の方針を受けての市の特別教育支援委員会の判断というか、指導課の方向性というふうに受け止めてよろしいでしょうか。結果的にそうなっているということでしょうけど、2019年ぐらいに非常に学級数も子どもたちの数も多かったと思うのですが、それが今ちょっと減少傾向にあるっていうところは、方針なのか、実態なのかというところが分かれば教えてください。

〈湯地部長〉 岡山県の方針も特別支援教育の方針というのも、もちろんありますし、その中で、倉敷市の実態に合わせた判断をしているということが、1つはやはり前提になっています。一人一人の子どもを特別教育支援委員会の方で見取りながら、判断をしていった結果、今このような状態になっているというのが適切な表現なのかというふうに思っております。以上でございます。

〈教育長〉 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。
他にご質問はございませんか。

〈難波委員〉 就学予定者の判断結果で、今年度50人が特別支援学校が適切であるとの判断ということですが、その下の教育措置状況の表では、特別支援学校が38人、特別支援学級が12人とあります。Aになるのは、全体で50人ということですよ。ここの分かれるところをもう一度確認させてください。

〈湯地部長〉 就学予定者の判断結果のA欄にの50という数字は、50人が特別支援学校への就学が適切であると判断した数字になります。そのうち、下の表の教育措置状況Aでは、特別支援学校を学びの場とすることになった児童生徒が38人、保護者等々の意向により、今年度、特別支援学級で迎える児童生徒が12名ということでございます。

〈難波委員〉 今の説明での12人は、保護者の方等々の希望で、そちらへ行くというのがほとんどのケースと考えてよいでしょうか。

〈湯地部長〉 はい、そうです。

〈難波委員〉 特別支援学校は遠慮するが、特別支援学級に入ることですね。
それから、長濱委員が言われた「落ちた」という表現ですが、私もそれを聞きます。その部分というのは、その子たちの保護者としては、通常学級では難しく、できれば特別支援学級へ入りたいけど、判断の結果それがかなわなかったと思われるということでしょうか。

〈湯地部長〉 はい。そのような受け止めがあると思われます。

〈難波委員〉 40年も50年も昔では、いわゆるそういう特別支援学級入るということを嫌う保護者、祖父母がたくさんいて、普通学級に入ることが多かったと思います。ですが、今はどちらかというと、その子に応じた適切な指導をしてもらって、いろんな知識を得て、よい状況にしようということで、特別支援学級を希望する保護者も多いような感じは確かにしています。その辺の判断が難しいこととは思います。ありがとうございました。

〈教育長〉 他はいかがでしょうか。

〈沼本委員〉 項目2の(2)A欄37名の内訳が、特別支援学校30人、特別支援学級が3人、通常学級が3人ということです。通常学級に入ってる3人の子のクラスに単純に思えば、やはり支援員が必要なのかなと思うのですが、実際はどうかということを教えてください。

〈湯地部長〉 特別支援学級に「適」というケースで、我々がぱっと思いつくのは、知的のお子さん、特別支援学校で知的の障がいのお子さんというイメージがどうしても最初についてしまいがちです。このケースについては、先ほどの2の(2)教育措置状況のAの特別支援学校が30人、特別支援学級が3人、これは知的の特別支援学校に行っております。

通常学級のこの3人でございますが、3人とも肢体不自由のお子さんで、スト

レッチャーであるとか、車椅子での生活をしているお子さんであるとかというケースの３人のお子さんでございす。中には、その知的と肢体の重複の障がいをお持ちのお子さんもいらっしゃるのですけれども、基本は肢体不自由ということで小学校の方で在籍をするということです。

今、沼本委員さんが言われる支援員さん等々につきましては、やはりその重度の障がいをお持ちのお子さんということで、非常勤の対応であったり支援員さんの対応であったりということで、その部分は人の配置をさせていただいていきます。医療的ケアの必要なお子さんであるケースがありますので、看護師の対応をさせていただいております。

〈沼本委員〉 よく分かりました。ありがとうございました。

〈教育長〉 何かご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

予定していました議題はすべて終了しましたが、事務局から他に何かございますか。

〈事務局〉 ございません。

〈教育長〉 それでは、委員の皆様方の方から何かございますか。

〈各委員〉 ありません。

〈教育長〉 それでは、これをもちまして教育委員会は閉会とします。ありがとうございました。